

ZY14-12 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：中小企業金融円滑化法と中小企業経営者の合理的選択に関する行動経済学的考察：モラル・ハザード問題のはざまで

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：藤森裕美

所属：青山学院大学経済学部

共著者1氏名：

所属：

共著者2氏名：

所属：

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

中小企業金融円滑化法は、2009年12月に施行され2011年3月末が当初の適用期限であった。ところが、中小企業の資金繰りが厳しい現状や、利用する企業にも時間が必要であるとの判断から、2010年12月、2011年12月の二度にわたり期限が延長された。

帝国データバンクが中小企業金融円滑化法利用企業に行った、「金融円滑化法に基づく企業向け融資の条件変更等に対する企業の意識についての調査」では、条件変更の見直しの内容は、35.0%が「毎回の返済額の減額」であった。また、6カ月未満から5年以上までいずれかの返済繰り延べを1度でも実施した企業は67.2%になり、3社に2社が見直し内容として「返済繰り延べ」を実施していた。ところが、当該法を利用した企業の経営状態についての調査では、33.9%の企業が「改善計画を下回っている（下回った）」と回答した。改善計画を上回っている企業は14.4%と1割台であることがわかった。

中小企業金融円滑化法の利用企業のうち50.7%が2回以上利用しており、そのなかには6回以上利用した企業もあり（4.0%）、モラル・ハザードが懸念されている。これは、融資条件の変更を行ったため、中小企業の経営者の選択行動が変化したことが考えられる。経済学の「合理性」は、自己利益や利潤を最大化するために論理的な推論のもと、行動をとることが説明されている。返済額の減額や返済が繰り延べされるのであれば、これまでのような水準で利潤の追求をしないで済んでしまう。その結果、中小企業の経営者は必要以上に当該法を利用するようになり、金融機関は必要以上に融資の条件変更に応じることになる。繰り返される条件の変更にもかかわらず、当該法利用企業の倒産は増加の一途を辿っている。つまり、中小企業は金融円滑化法の制度自体の意味が問われることになる。

そこで、本稿では効率的な法制度構築へ向けた可能性を探ることを目的とする。その際、被験者を募り実験経済学の手法を用いて、モラル・ハザードが起きる仕組みを確認する。それに対し、被験者の選択行動に制限をかけることで、モラル・ハザードが起きにくくする仕組みを考察する。次に、被験者にインセンティブを与えることで適切な選択行動へと導く動機づけを行う。さらに、被験者の選択行動の自由度を保ちながら、行動経済学の知見を用いてよりよい選択行動へと方向付ける。最後に、これらの実験結果から、中小企業の経営者の合理的選択に基づく新たな法整備の可能性を示唆する。本研究は田中（1994）の「法の社会的機能は、行動への予測可能性を与えて、個人の自由を保護することである」という法学の理念に即し、従来の「法と経済学」研究に行動経済学の観点から貢献することが考えられる。